

総論





# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下等に伴う少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、児童虐待や有害情報の氾濫、子ども・若者による犯罪や非行など、子ども・若者を取り巻く環境が悪化しているほか、ニート・ひきこもり・不登校など、子ども・若者が抱える問題が深刻化しています。

特に、子ども・子育て支援の分野においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での重要性に鑑み、質の高い幼児教育や保育を、地域ニーズに応じて総合的に提供することが求められ、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法<sup>※1</sup>」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。

このような状況の下、千葉市では、平成27年3月に「千葉市こどもプラン」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

その後、「子ども・子育て支援法」の一部改正等により、認定こども園、保育園等<sup>※2</sup>や放課後児童クラブ（子どもルーム）の待機児童の解消や、質の高い幼児教育・保育の機会の保障と子育て家庭の経済的負担の軽減のための「幼児教育・保育の無償化」の実施など、さらなる子ども・子育て支援と少子化対策が進められています。特に、児童虐待については、子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることを受け、「児童福祉法」の累次にわたる改正により、子どもが権利の主体であること等が明確化され、児童虐待防止対策の抜本的な強化が求められています。

また、情報化、国際化等の社会の変化は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。子どもの安全・安心の確保やひとり親家庭への支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援などの多くの課題に加え、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は、相互に影響し合い複雑化しており、行政のみならず、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

このような今般の社会情勢や子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進するために、「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定します。

※1 次の3法を総称して「子ども・子育て関連3法」という。

①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

※2 保育園等：保育園等とは、保育園、地域型保育事業をいう。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画とし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」(策定努力義務)、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」(策定任意。以下「ひとり親家庭自立促進計画」という。)、  
「こどもの参画推進計画」(策定任意)の4つの計画を一体的なものとして策定します。

また、「支え合いのまち千葉 推進計画(地域福祉計画)」、「千葉市学校教育推進計画・千葉市生涯学習推進計画」、「千葉市障害者計画・千葉市障害福祉計画・千葉市障害児福祉計画」、「千葉市放課後子どもプラン」等の関連計画と整合を図ります。

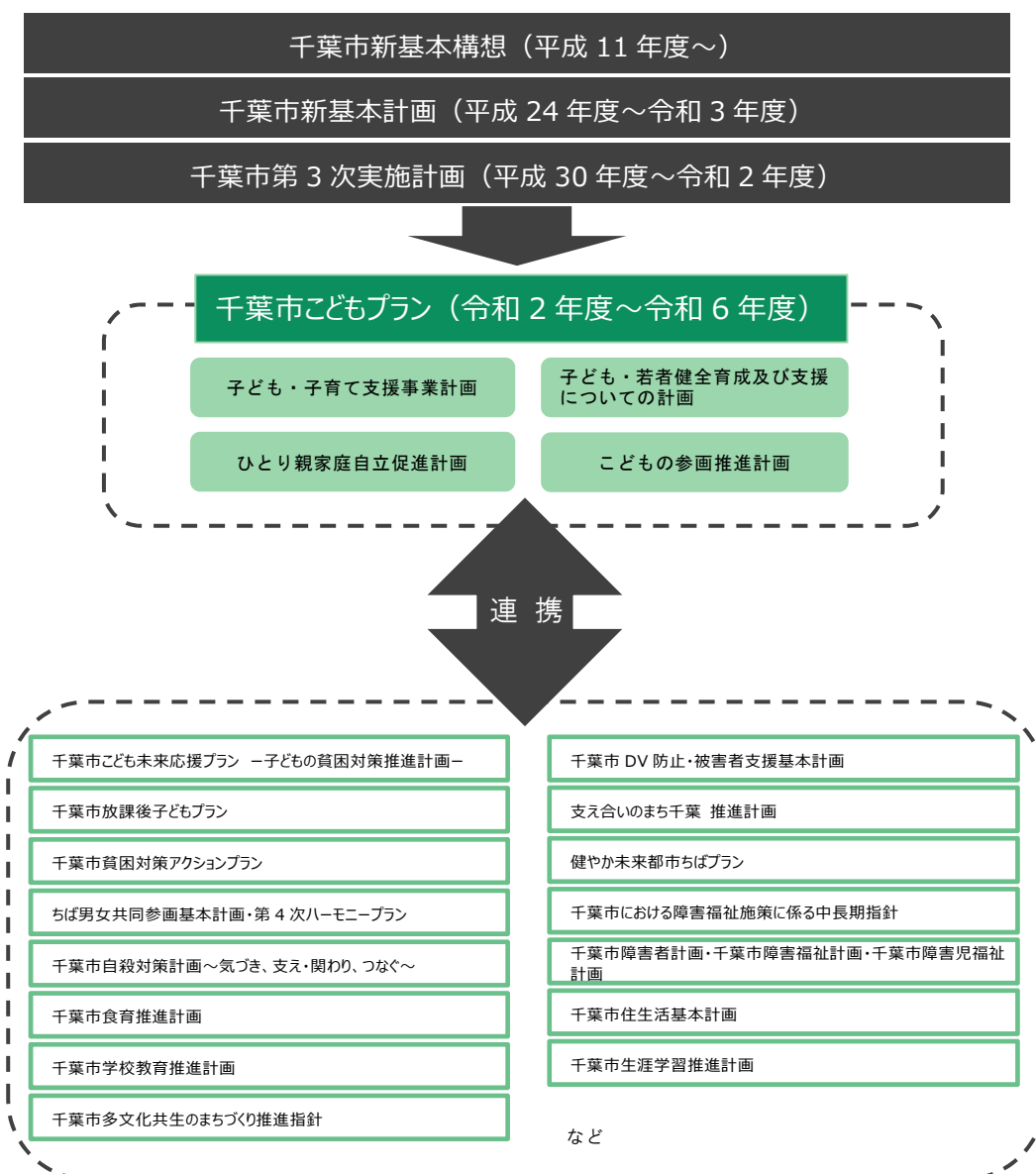
なお、ひとり親家庭自立促進計画のうち、子どもの貧困対策に係る部分については、「千葉市こども未来応援プランー子どもの貧困対策推進計画ー」の中で基本理念、基本目標(取組みの視点)が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、同プランで取り組むこととします。

(※「第6章 子ども・若者の居場所づくり」の「6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保(P107~)」、「第8章 児童虐待防止対策の充実(P116~)」及び「第9章 社会的養育体制の充実(P122~)」については、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画<sup>※</sup>」として策定します。)

---

<sup>※</sup> 行動計画策定指針(令和元年11月告示)において、次世代育成支援行動計画は、各地域の事情に応じ、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない、としている。

<関連する主な計画>



(3) 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の対象

- ・妊産婦
- ・乳幼児から青少年まで
- ・子育て家庭

◇「こども」の呼称について

「こども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。本計画では、以下の分類に応じて呼称を使い分けることとします。

「こども」の呼称を用いるもの

乳児から青少年までの全般を指す場合

「子ども・若者」の呼称を用いるもの

子ども・若者育成支援推進法に基づく特定の施策分野における30歳代までの対象者を指す場合

「子ども」の呼称を用いるもの

児童福祉法で「児童」と規定する18歳未満のうち一定の範囲の者

《参考》

- |        |   |
|--------|---|
| 乳児     | — 児童福祉法では、生後1年未満の者。   |
| 幼児     | — 児童福祉法では、満1歳以上就学前の者。   |
| 児童     | — 児童福祉法では、満18歳に達するまでの者。<br>(学校教育法では、小学校課程等に在籍し初等教育を受けている者で、主に6歳から12歳までの者) |
| 少年(少女) | — 中学生以上18歳未満の男子(女子)。<br>(少年法では、20歳未満の男女、児童福祉法では小学校就学の始期から満18歳に達するまでの男女)   |
| 青少年    | — 青少年に関する厳密な年齢定義はないが、一般的には、概ね15歳から25歳頃をいうが、広く30歳代を含めることもある。               |

## (5) 計画の策定体制

### ① 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の子ども・子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望、また放課後児童クラブその他の放課後の過ごし方に係る現状及び今後の希望を把握するため、「千葉県子ども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。

※本文中では、「千葉県H30 ニーズ調査」と表記しています。

#### 【小学校就学前児童向け】

調査対象	市内在住の小学校就学前児童（平成 24 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 1 月 18 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	9,250 件	5,267 件	56.94%

#### 【小学生向け】

調査対象	市内在住の小学生（平成 18 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 1 月 18 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	9,370 件	5,200 件	55.50%

### ② ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査の実施

生活の実情や子育てと仕事の両立の状況などについて把握し、ひとり親家庭等への支援策を検討するため、「ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉県R1ひとり親アンケート」と表記しています。

調査対象	市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯		
調査方法	郵送による配布、保健福祉センターこども家庭課設置のアンケート回収箱投函による回収		
実施期間	令和元年 8 月 1 日～令和元年 8 月 30 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	6,892 件	3,216 件	46.66%

調査結果については、P 169 以降に掲載。

### ③ 意見聴取

計画策定にあたり、以下の3会議において、計画の方向性や施策体系、各施策における取組内容等の意見聴取を行いました。

#### ○千葉県子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援事業計画」の進捗・評価及び「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定方針、施策の方向性などについて意見を聴きました。

委員は、子どもの保護者（公募）、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業（認定こども園、幼稚園、保育園等）の従事者及び学識経験者で構成されています。

#### ○千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「千葉県こどもプラン」の進捗・評価及び「千葉県こどもプラン（第2期）」の策定方針、施策の方向性などについて意見を聴きました。

委員は、学識経験者等で構成されています。

#### ○千葉県青少年問題協議会

「子ども・若者の健全育成及び支援施策」に関する取組みの方向性などについて意見を聴きました。

委員は、関係行政機関の職員、学識経験者、青少年育成団体の構成員で構成されています。

また、計画素案はホームページ等で公表し、パブリックコメント手続きにより広く市民の意見を伺いました。

パブリックコメントの実施状況については、P174に掲載。



## 2 千葉市の現状

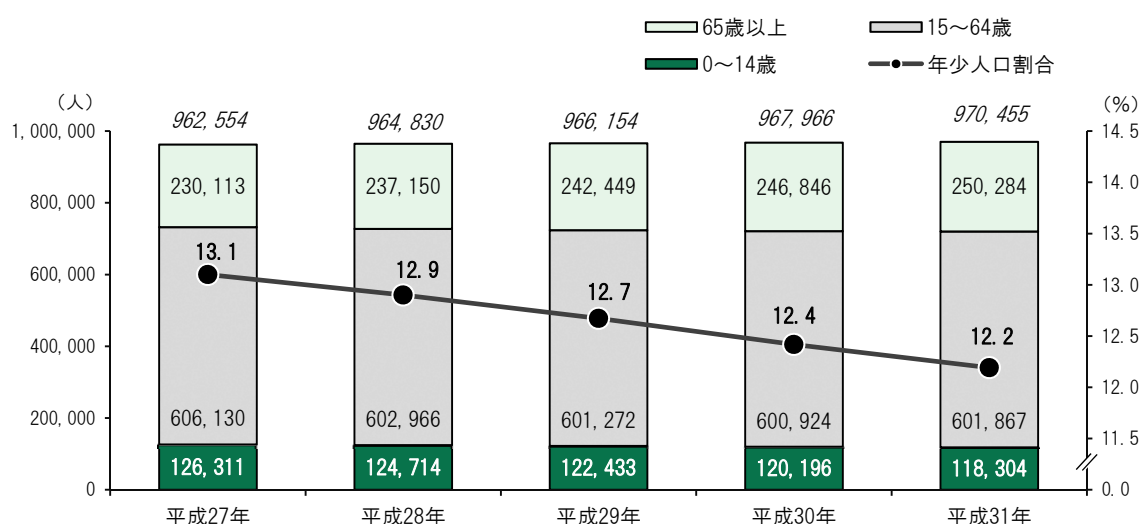
### (1) 総人口と年少人口

総人口はわずかに増加傾向となっており、平成31年3月末現在970,455人となっています。しかしながら年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15～64歳の生産年齢人口、14歳以下の年少人口は減少傾向となっています。

総人口に占める年少人口の割合は低下が続いており、平成31年3月末現在12.2%となっています（図表0-1）。

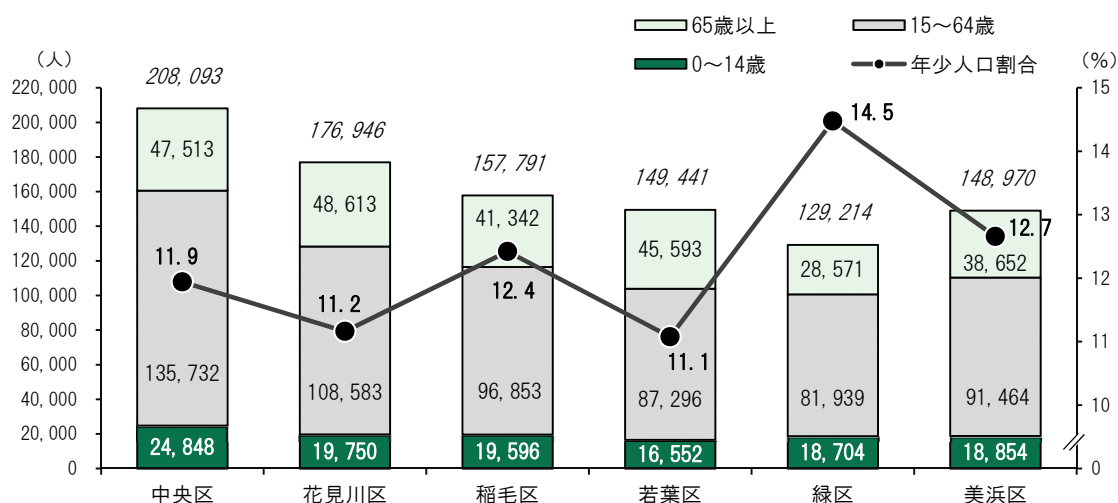
区別にみると、年少人口割合が最も高いのは緑区で14.5%、最も低いのは若葉区で11.1%となっており、地域差がみられます（図表0-2）。

▼図表 0-1 総人口と年少人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）

▼図表 0-2 区別人口と年少人口割合（平成31年）

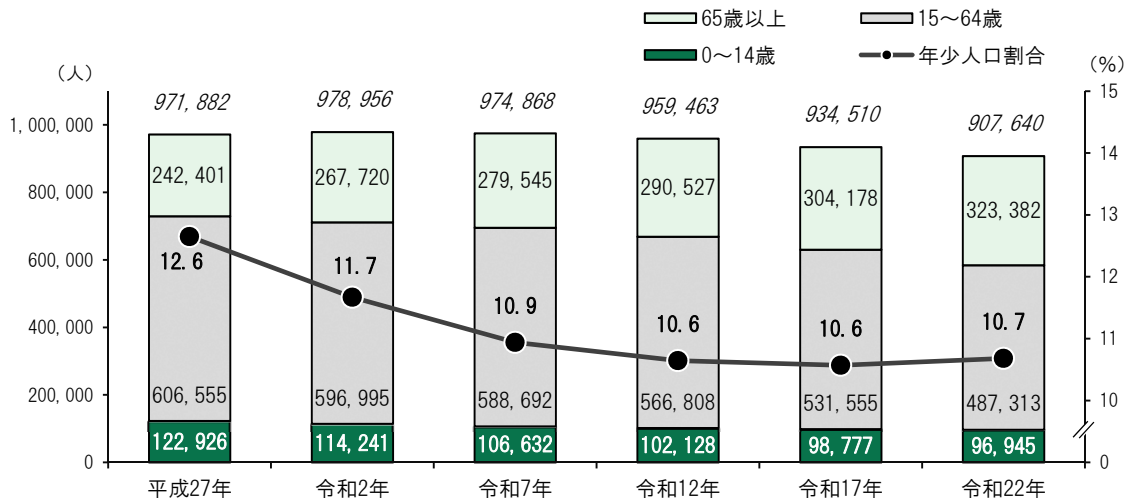


資料：住民基本台帳人口（平成31年3月31日）

## (2) 総人口と年少人口の将来推計

総人口は、令和2年の978,956人をピークに減少に転じると推計されています。年齢3区分別人口では、高齢者人口の増加傾向、生産年齢人口と年少人口の減少傾向が続き、年少人口割合は令和12年以降は10.6%程度まで低下する見通しとなっています（図表0-3）。

▼図表 0-3 総人口と年少人口の将来推計



資料：千葉市将来推計人口 平成30年3月推計（政策企画課）  
注）平成27年は国勢調査の人口等基本集計結果（確報値）

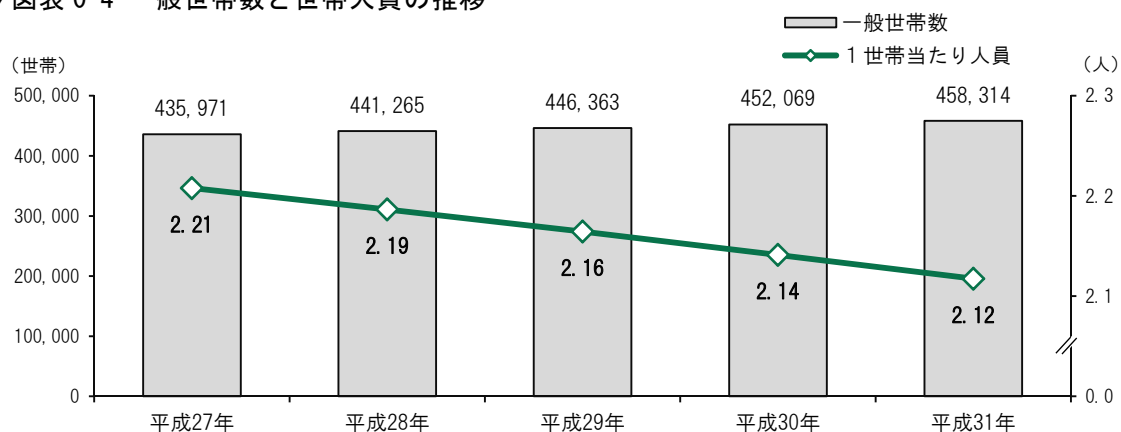
### (3) 世帯の状況

#### ① 世帯数と1世帯当たり人員

一般世帯数は増加傾向にあり、平成31年3月末現在458,314世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、2.12人となっています(図表0-4)。

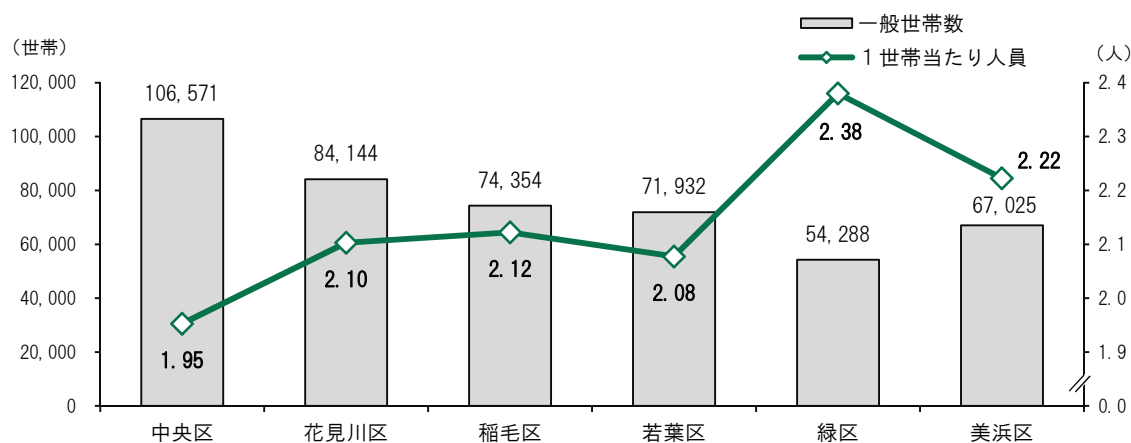
区別に見ると、1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.38人、最も少ないのは中央区で1.95人となっています(図表0-5)。

▼図表0-4 一般世帯数と世帯人員の推移



資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（各年3月31日）

▼図表0-5 区別一般世帯数と世帯人員（平成31年）



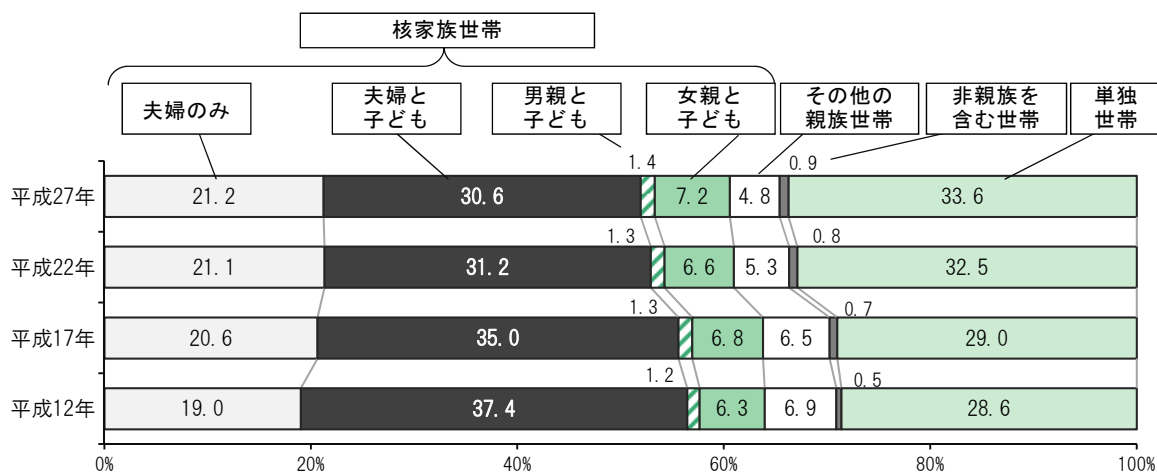
資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（平成31年3月31日）

## ② 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成12年から6.8ポイント減少し、「単独世帯」の割合が5.0ポイント増加しています（図表0-6）。

区別にみると、6歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が11.6%で最も高く、次いで美浜区が8.7%となっています。18歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が30.8%で最も高く、次いで美浜区が24.6%となっています（図表0-7）。

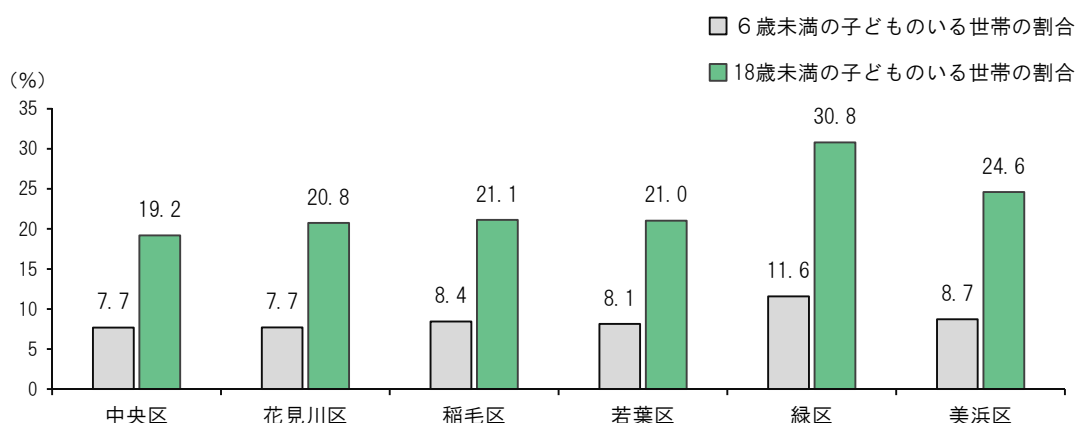
▼図表0-6 世帯の家族類型



資料：総務省 国勢調査

注)「男(女)親と子ども」世帯は、親の配偶関係や子どもの年齢に制限がなく、単身赴任などで長期間同居していない場合なども含まれる。

▼図表0-7 区別子どものいる世帯の状況（平成27年）



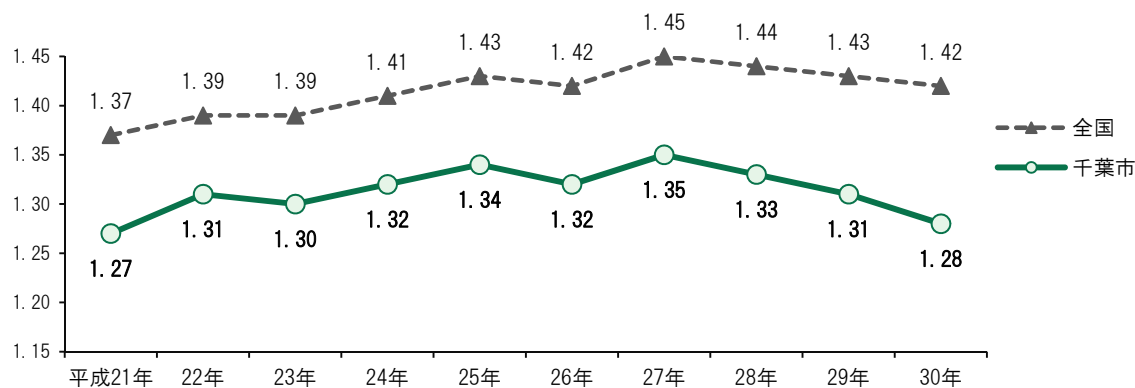
資料：総務省 国勢調査（平成27年）

## (4) 少子化の動向

### ① 合計特殊出生率

合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、平成21年の1.27からは上昇し、平成27年は1.35まで上昇しましたが、その後再び低下し、平成30年は1.28となっています。全国より下回って推移しており、人口規模が維持される水準<sup>※2</sup>とは大きな開きがあります（図表0-8）。

▼図表0-8 合計特殊出生率の推移

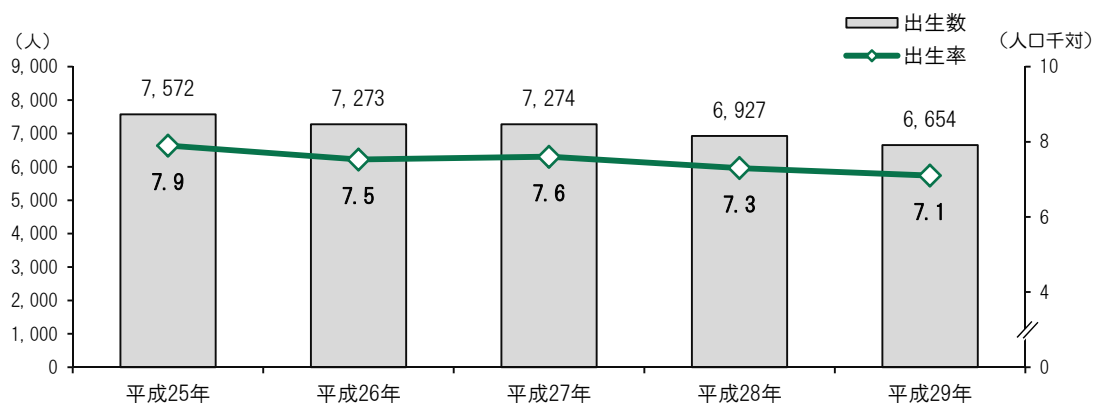


資料：全国は厚生労働省 人口動態統計、千葉県は千葉県保健統計

### ② 出生数、出生率

出生数は減少傾向にあり、平成29年は出生数6,654人、出生率7.1（人口千対）となっています（図表0-9）。

▼図表0-9 出生数、出生率の推移



資料：千葉県衛生統計年報

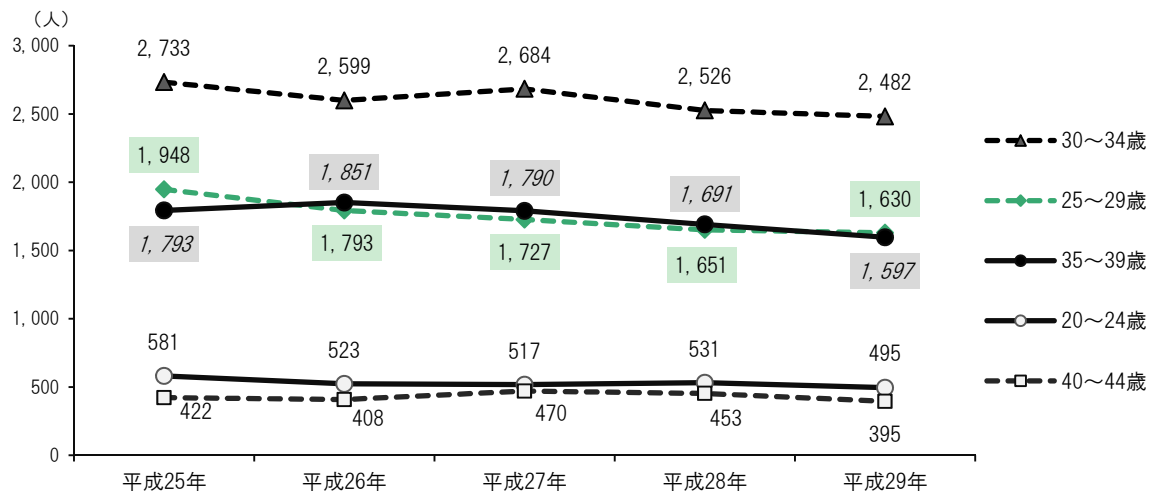
※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。

※2 近年は2.07で推移している（直近の2017年は2.06）。

### ③ 母の年齢階級別出生数

母の年齢階級別出生数は、平成 29 年は 30～34 歳の出生数が最も多く、次いで 25～29 歳となっていますが、いずれも減少傾向にあります。また、25～29 歳の出生数と 35～39 歳の出生数の差が小さく、平成 26～28 年は 25～29 歳の出生数より 35～39 歳の出生数が多くなっています（図表 0-10）。

▼図表 0-10 母の年齢階級別出生数の推移

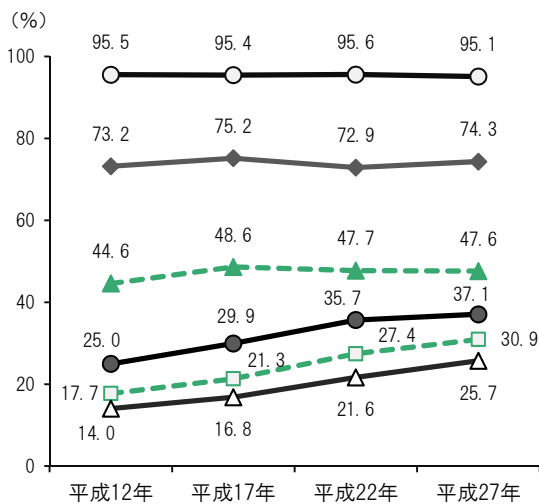


資料：千葉県衛生統計年報

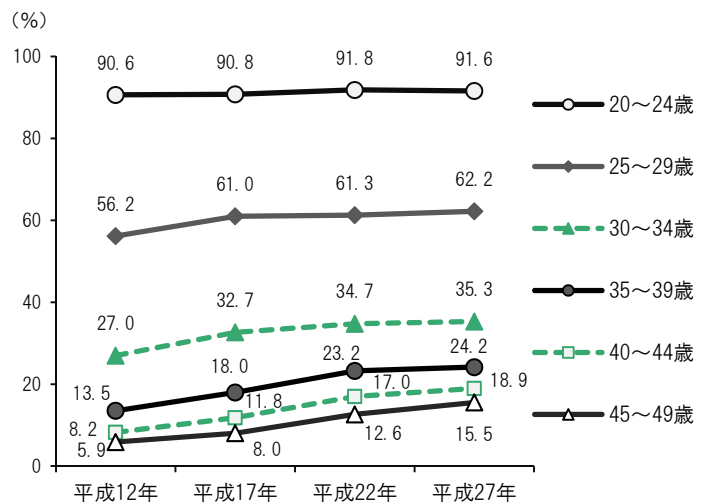
### ④ 未婚率

未婚率は、男性の 35～49 歳、女性の 25～49 歳で上昇傾向にあり、晩婚化、非婚化の傾向がうかがえます（図表 0-11-1、0-11-2）。

▼図表 0-11-1 未婚率（男性）の推移



▼図表 0-11-2 未婚率（女性）の推移

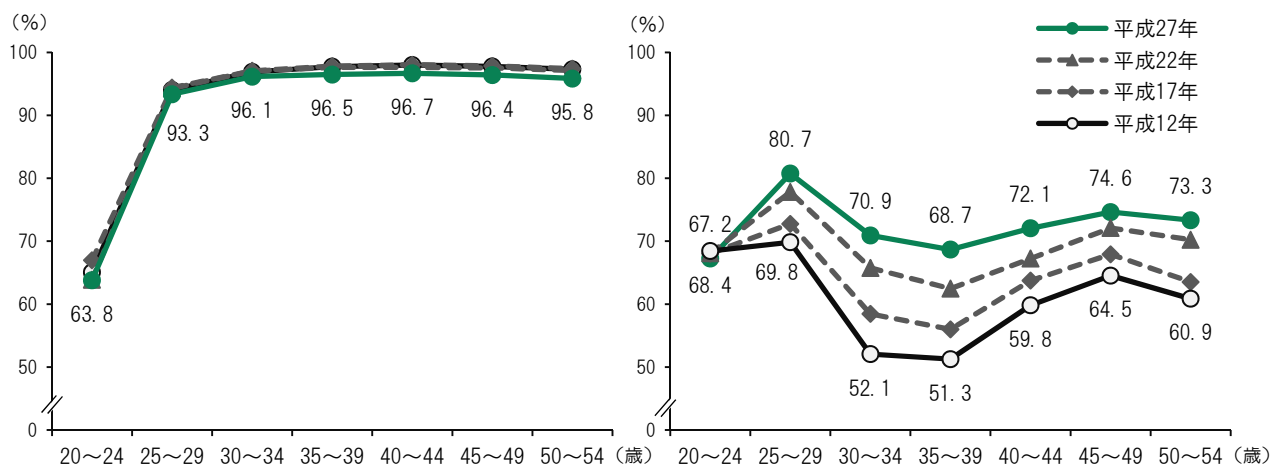


資料：総務省 国勢調査

### ⑤ 年齢別労働力率

年齢別労働力率<sup>\*</sup>は、男性では大きな変化はみられませんが、女性では25～54歳の労働力率は上昇傾向にあります。特に30歳代の労働力率は、平成12年は約50%であったのに比べ、平成27年は70%近くまで上昇しています。いわゆる女性の労働力率の「M字型カーブ」はさらに緩やかになってきています(図表0-12-1、図表0-12-2)。

▼図表 0-12-1 年齢別労働力率（男性）の推移 ▼図表 0-12-2 年齢別労働力率（女性）の推移

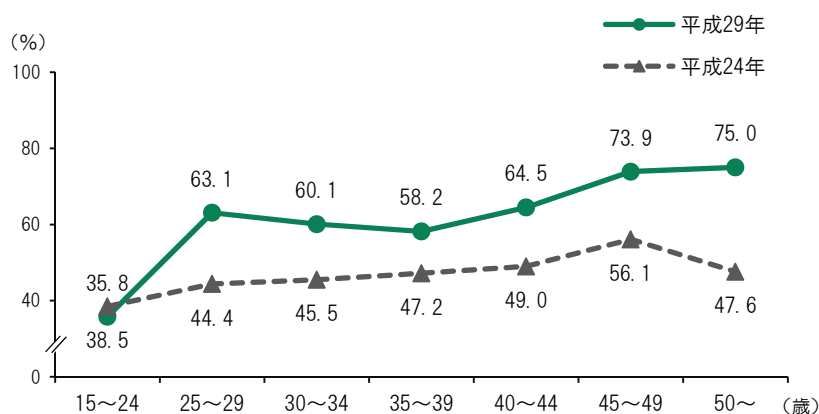


資料：総務省 国勢調査

### ⑥ 育児をしている女性の有業率

育児をしている女性の有業率は、15～24歳を除くすべての階級で平成24年より上昇しています(図表0-13)。

▼図表 0-13 年齢階級別育児をしている女性の有業率（千葉県）



資料：「平成29年就業構造基本調査 調査結果の概要（千葉県版）」  
注）「育児をしている」とは、未就学児を対象とした育児をいう。

<sup>\*</sup> 年齢別労働力率：年齢別人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他（高齢者など）となる。

### 3 基本理念

## こどもを産み育てたい、 こどもがここで育ちたいと思うまち 「ちば」の実現

本計画では、すべての子育て家庭への支援の充実と、すべての子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図り、少子化に歯止めをかけるという視点のもとに、『こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現』を基本理念とし、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進していきます。





## 4 計画策定の視点

### ① 保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える

#### 子ども・子育て支援

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組みを進めます。

### ② こどもの参画によるまちづくりの推進

真に子どもが望むまちづくり、子どもが自ら成長できるまちづくりを推進するため、子どもたちの社会性・自立性・自治意識を育み、子どもたちの意見を市政やまちづくりに反映する取組みを進めます。

### ③ 子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり

次代を担う子ども・若者が、社会の一員として豊かな人間性を形成し、夢や希望に向けて成長できるよう、子ども・若者の健やかな成長を支援する取組みとそれを支える環境づくりを進めます。

### ④ 支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

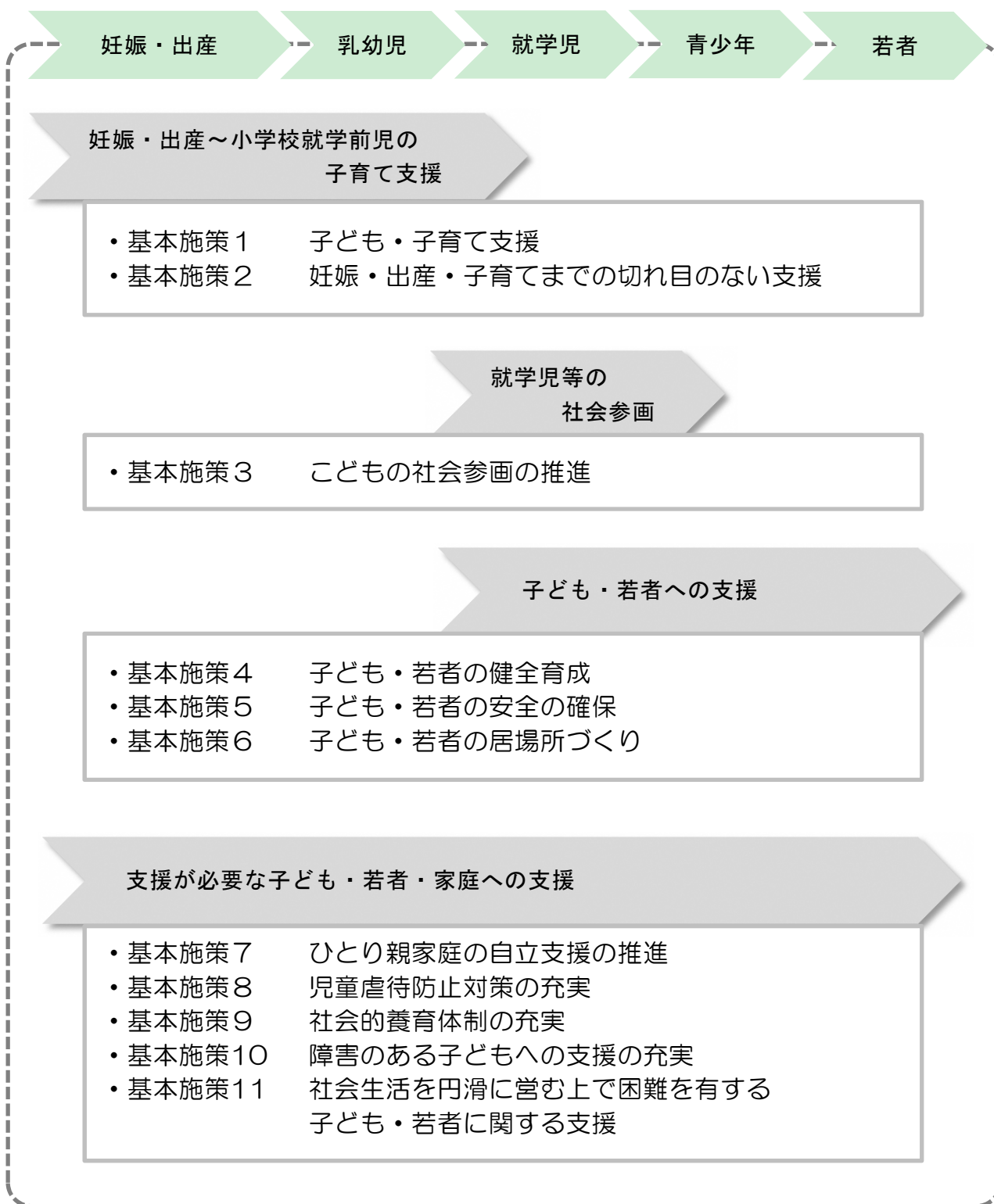
就労と子育てを一人の親が担うひとり親家庭、本人やその家族に障害のある家庭、適切な養育が受けられない家庭など、それぞれの状況に応じ、社会全体で支援すべき子どもと家庭があります。

また、無業者、ひきこもり、不登校など、子ども・若者の社会的・職業的自立に向けた多くの課題があります。

すべての子ども・若者と家庭に対し、それぞれの状況に応じ、必要な支援をきめ細やかに行い、子ども・若者が心身ともに健やかに育まれ、自立していけるための取組みを進めます。

## 5 施策体系

基本理念、計画策定の視点を踏まえ、妊娠・出産からこどもが成長するまでの段階に応じて必要な支援を推進するため、11の基本施策に取り組んでいきます。



施策体系図

基本施策

取組内容

掲載  
ページ

1 子ども・子育て  
支援

1-1	教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	41
1-2	地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	44
1-3	認定こども園の普及促進	52
1-3-1	私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援	52
1-3-2	認定こども園における施設運営に係る調査・研究	52
1-3-3	保護者に対する普及啓発	52
1-4	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）	53
1-4-1	幼保小間の交流の促進	53
1-4-2	幼保小連携・接続の推進	53
1-5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 <b>新規</b>	53
1-6	教育・保育等の「質」の確保・向上	54
1-6-1	教育・保育人材の資質の向上	54
1-6-2	教育・保育人材の確保	55
1-6-3	市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上	56
1-6-4	運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上	56
1-6-5	保育環境の改善等による質の向上 <b>新規</b>	57
1-6-6	放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上	57
1-7	特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供	60
1-7-1	認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ	60
1-7-2	放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ	60
1-7-3	障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上	60
1-7-4	障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援	61
1-7-5	外国につながる子どもへの支援 <b>新規</b>	61
1-8	出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進	61
1-8-1	ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発	61
1-8-2	男性の子育てへの関わりの促進	61
1-8-3	子育てと仕事の両立のための基盤整備	62

2 妊娠・出産・子  
育てまでの切れ  
目のない支援

2-1	妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実	84
2-1-1	妊娠・出産に関する知識等の普及啓発	84
2-1-2	安心して妊娠・出産できる体制の強化	84
2-1-3	子どもが安心して健やかに育つための体制の充実	85
2-2	医療にかかる経済的負担の軽減	85
2-3	妊娠・出産・子育てに関する情報提供	85

基本施策	取組内容	掲載 ページ
3 こどもの社会 参画の推進	3-1 こどもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進	88
	3-1-1 「こどもの参画」を担うこどもの育成の場の実施	88
	3-1-2 モデル事業の実施等によるこどもの意見の吸い上げ、 施策への反映	88
	3-2 こどもの参画の周知・啓発	89
	3-2-1 学校・地域団体等への周知・啓発	89
	3-2-2 庁内推進体制の強化	90
4 子ども・若者の 健全育成	4-1 健全育成活動の推進	94
	4-1-1 家庭・地域・学校が連携した子ども・若者の健全育成の推進	94
	4-2 非行を防止するための環境づくり	95
	4-2-1 非行防止活動の推進	95
	4-2-2 補導活動の強化	95
5 子ども・若者の 安全の確保	5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり	102
	5-1-1 地域の青少年育成団体等によるパトロールや環境浄化 活動の推進	102
	5-1-2 こどものための緊急避難場所の充実及び周知	102
	5-1-3 九都県市共同による環境浄化活動の推進	102
	5-1-4 子ども・若者及びその家族に対する情報発信	103
	5-2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上	103
	5-2-1 犯罪等に関する防犯教室等の開催及び周知	103
	5-2-2 こどもの情報モラルの向上	103
6 子ども・若者の 居場所づくり	6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保	107
	6-1-1 子どもルームの拡充	107
	6-1-2 放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの 充実	107
	6-1-3 放課後子ども教室と子どもルームの連携	107
	6-1-4 総合的な放課後対策の推進	108
	6-2 地域と連携したこどもの居場所づくり	108
	6-2-1 子どもを見守る大人の育成	108
	6-2-2 地域と連携したこどもの居場所の提供	109
7 ひとり親家庭の 自立支援の推進	7-1 相談支援体制の整備	113
	7-1-1 適切な相談対応の実施	113
	7-1-2 制度対象者への情報提供	113
	7-2 子育て支援、生活の場の整備	114
	7-2-1 子育て支援の推進	114
	7-2-2 生活支援の推進	114
	7-3 就業支援策	114
	7-3-1 就業相談の充実	114
	7-3-2 資格、技能習得の支援の推進	114
	7-4 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進	115
	7-4-1 適切な相談対応の実施	115
	7-5 経済的支援策	115
	7-5-1 貸付金による支援の推進	115
7-5-2 経済的負担の軽減	115	
7-5-3 子どもへの貧困の連鎖の防止	115	

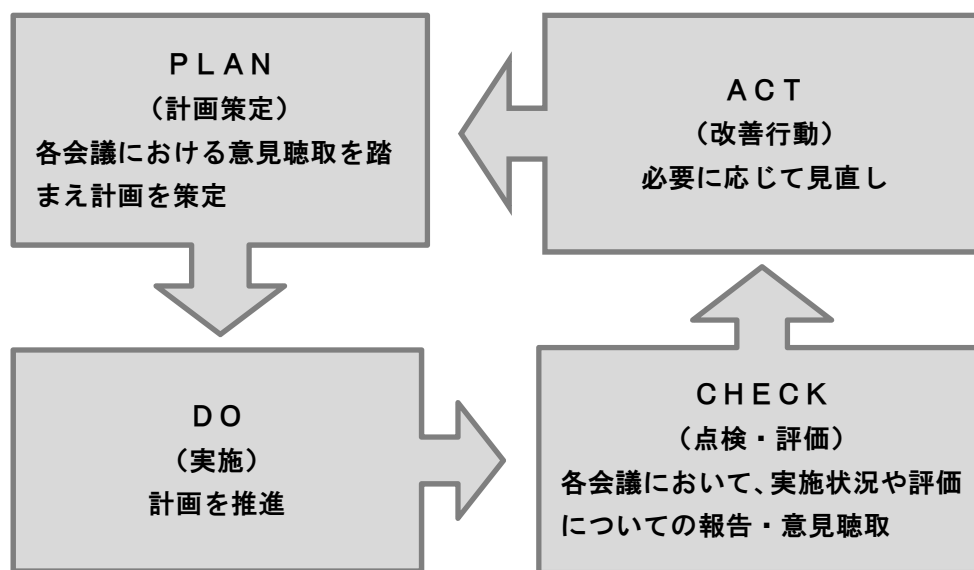
基本施策	取組内容	掲載ページ
8 児童虐待防止対策の充実	8-1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発	118
	8-1-1 市民への周知・啓発活動の実施	118
	8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化	118
	8-2-1 早期対応に係る体制の強化	118
	8-2-2 発生予防・早期発見に関する施策の充実	119
	8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化	120
	8-3-1 職員研修の実施	120
	8-3-2 関係機関との連携強化	120
	8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上 <b>新規</b>	120
	8-5 一時保護体制の充実 <b>新規</b>	121
9 社会的養育体制の充実	9-1 家庭養育等の推進	126
	9-1-1 家庭養育の推進	126
	9-1-2 小規模グループケアでの養育	127
	9-1-3 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善	127
	9-1-4 母子生活支援施設での支援	127
	9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援	127
	9-2-1 専門的ケアの充実	127
	9-2-2 児童の自立支援	127
10 障害のある子どもへの支援の充実	10-1 障害の早期発見・早期療育の体制整備	129
	10-2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（1-7再掲）	130
	10-2-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ（1-7-1再掲）	130
	10-2-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ（1-7-2再掲）	130
	10-2-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上（1-7-3再掲）	130
	10-2-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援（1-7-4再掲）	130
	10-3 障害児支援の充実	130
	10-4 障害児のスポーツ活動への参加促進 <b>新規</b>	130
11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	11-1 支援体制・支援内容の充実	134
	11-1-1 子ども・若者支援協議会の開催及び拡充	134
	11-1-2 子ども・若者総合相談センターの運営及び拡充	134
	11-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援	135
	11-2-1 小・中・高校・大学及び地域への啓発	135
	11-2-2 課題を抱えている児童生徒及び無職少年等に対する立ち直り支援	136
	11-2-3 ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援	136

## 6 計画の推進（PDCAサイクル）

本計画では、あらかじめ設定した目標事業量や取組予定内容に基づき、毎年度、点検・評価を行います。

また、計画策定にあたり、意見聴取を行った「子ども・子育て会議」、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」において、引き続き、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うとともに、その進捗状況をホームページなどで公表していきます。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、計画中間年度を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ります。



(各会議における意見聴取)

施策体系	策定、点検・評価		
	社会福祉 審議会	子ども・ 子育て会議	青少年問題 協議会
1 子ども・子育て支援	△	◎	
2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	◎	△	
3 こどもの社会参画の推進	◎		
4 子ども・若者の健全育成	◎		△
5 子ども・若者の安全の確保	◎		△
6 子ども・若者の居場所づくり	◎	△	
7 ひとり親家庭の自立支援の推進	◎	△	
8 児童虐待防止対策の充実	◎	△	
9 社会的養育対策の充実	◎	△	
10 障害のある子どもへの支援の充実	◎	△	
11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に 関する支援	◎		△

(※役割分担： ◎… 策定、点検・評価について意見聴取、 △… 審議結果を報告)